



平成 21 年 5 月 25 日

各 位

会社名 株式会社 アーレスティ  
代表者名 代表取締役社長 高橋 新  
(コード番号 5852 東証第 2 部)  
問合せ先 執行役員経営企画部長 辻 鶴男  
(TEL. 03-5332-6001)

## 定款一部変更に関するお知らせ

平成 21 年 5 月 25 日開催の当社取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 25 日開催予定の当社第 88 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」という。)の施行に伴い、現行定款に以下のとおり変更を行うものであります。

- (1) 決済合理化法附則第 6 条の定めにより、当社は株券電子化の施行日(平成 21 年 1 月 5 日)において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされておりますので、当社定款第 7 条(株券の発行)を削除し、併せて株券に関する文言の削除および修正を行うものであります。
- (2) 「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、当社定款のうち、実質株主および実質株主名簿に関する文言の削除および修正を行うものであります。
- (3) 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。
- (4) その他、必要な規定および文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成 21 年 6 月 25 日(予定)
定款変更の効力発生日	平成 21 年 6 月 25 日(予定)

以上

(定款変更の内容)

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示しています。)

現 行 定 款	変 更 案
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
<u>(株券の発行)</u>	
第 7 条 当社は、株式に係る株券を発行する。	(削 除)
(単元株式数)	(単元株式数)
第 8 条 (条文省略)	第 7 条 (現行どおり)
<u>(単元未満株券の不発行)</u>	
第 9 条 当社は、 <u>単元未満株式に係る株券を発行</u>	(削 除)
<u>しない。但し、株式取扱規則に定めるところに</u>	
<u>ついてはこの限りではない。</u>	
<u>(株券の種類)</u>	
第 10 条 当社の発行する株券の種類は、取締役会で	(削 除)
<u>定める株式取扱規則による。</u>	
(株式取扱規則)	(株式取扱規則)
第 11 条 当社の株式の名義書換、質権の登録、信託	第 8 条 <u>株主名簿および新株予約権原簿への記載ま</u>
<u>財産の表示、単元未満株式の買取り、株券の交</u>	<u>たは記録、単元未満株式の買取り、その他株</u>
<u>付、株券喪失登録、株主としての諸届、その他</u>	<u>式または新株予約権に関する取扱いおよび</u>
<u>株式に関する手続および手数料は、取締役会で</u>	<u>手数料、株主の権利行使に際しての手続等に</u>
定める株式取扱規則による。	<u>ついては、法令または定款に定めるもののほ</u>
	<u>か、取締役会で定める株式取扱規則による。</u>
(単元未満株主の権利制限)	(単元未満株主の権利制限)
第 12 条 当社の株主および実質株主は、その有する	第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式
単元未満株式について、次に掲げる権利以外の	について、次に掲げる権利以外の権利を行使
権利を行使することができない。	することができない。
(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利	(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
(2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求を	(2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求を
する権利	する権利
(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割	(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割
当ておよび募集新株予約権の割当てを受け	当ておよび募集新株予約権の割当てを受け
る権利	る権利
(株主名簿管理人)	(株主名簿管理人)
第 13 条 当社は、株主名簿管理人を置く。株主名簿	第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。株主名

管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

- (2) 当社の株主名簿、実質株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取り、株券の交付、株券喪失登録、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理、その他株式に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。

(基準日)

第14条 当社は、定時株主総会において権利を行使すべき株主は、毎年3月31日現在の株主名簿に記載または記録された株主および実質株主名簿に記載または記録された実質株主とする。

- (2) 前項に定めるほか、必要あるときは取締役会の決議によってあらかじめ公告の上、一定の日現在の株主名簿に記載または記録された株主および実質株主名簿に記載または記録された実質株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または質権者とする。

### 第3章 株主総会

(株主総会の招集および議決権)

第15条 (条文省略)

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主および実質株主の議決権の過半数をもってこれを決する。

- (2) (条文省略)

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第17条 (条文省略)

(議決権の代理行使)

第18条 株主および実質株主は、当社の議決権を有する他の株主または実質株主1名を代理人と

簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、公告する。

- (2) 当社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株式に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。

(基準日)

第11条 当社は、定時株主総会において権利を行使すべき株主は、毎年3月31日現在の株主名簿に記載または記録された株主とする。

- (2) 前項に定めるほか、必要あるときは取締役会の決議によってあらかじめ公告の上、一定の日現在の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または質権者とする。

### 第3章 株主総会

(株主総会の招集および議決権)

第12条 (現行どおり)

(決議の方法)

第13条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを決する。

- (2) (現行どおり)

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第14条 (現行どおり)

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使する

して、その議決権を行使することができる。この場合においては、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第19条～第20条（条文省略）

第4章 取締役および取締役会

第21条～第33条（条文省略）

第5章 監査役および監査役会

第34条～第42条（条文省略）

第6章 会計監査人

第43条～第46条（条文省略）

第7章 計 算

第47条～第50条（条文省略）

（新 設）

（新 設）

（新 設）

（新 設）

ことができる。この場合においては、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第16条～第17条（現行どおり）

第4章 取締役および取締役会

第18条～第30条（現行どおり）

第5章 監査役および監査役会

第31条～第39条（現行どおり）

第6章 会計監査人

第40条～第43条（現行どおり）

第7章 計 算

第44条～第47条（現行どおり）

#### 附 則

第1条 当会社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

第2条 当会社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3条 本附則第1条乃至本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。